

年金所得がある方の 住民税(町県民税)の徴収方法について

65歳以上の方の公的年金所得により計算される住民税額は、年金特別徴収制度が適用されます。
新たに公的年金を受け取られた方や65歳になられた方などは、次のことを参考に納税をお願いします。

◎ すでに年金特別徴収の方 (昭和33年4月1日以前生まれの方)

4月、6月、8月の年金からの天引き徴収額(仮徴収)は、(前年度分の年税額÷2)÷3の額を天引きします。

その後の10月、12月、2月の年金で(年税額－仮徴収額)÷3の額を差し引きます。

〈例〉住民税が6万円(年金所得のみ)で、前年度の住民税も6万円の場合

継 続 者	年金からの特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
納 付 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税 額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

◎ 新たに65才になられた方 (昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方)

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納付書または口座振替で納めてください。

10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から天引きします。

〈例〉住民税が6万円(年金所得のみ)の場合

新 規 者	納付書納付又は口座振替 (普通徴収)			年金から特別徴収 (天引き)		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
納 付 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
税 額	—	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	—	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

● 年金所得以外の所得がある方

年金所得以外に給与所得や農業所得などがある場合、年金からはその分の税額は天引きされません。年金特別徴収は年金所得で計算された税額だけを年金から天引きしますので、その他の所得にかかる税額は給与特別徴収や普通徴収による納付となります。

● 年金所得があり給与特別徴収もある方

65歳以上の方：年金特別徴収と給与特別徴収による納付となります。なお、不動産所得などを給与特別徴収とは別に普通徴収とされている方は、年金特別徴収、給与特別徴収、普通徴収による納付となります。

65歳未満の方：年金所得分の住民税を給与特別徴収と合算して納付することができます。

参考：住民税の徴収方法

	普 通 徴 収	給与特別徴収	年金特別徴収
対象者	農業や自営業など、給与所得者以外の方	事業所にお勤めの給与所得者	65歳以上の公的年金受給者
納付者	納税義務者	事業主（給与支払者）	公的年金の支払者
納め方	- 役場から送付する納付書又は口座振替によって納めていただきます。 - 納期は4期(6、8、10、1月)に分かれています。	- 毎月の給与から天引きされます。 - 年税額を年12回に分割した金額が1カ月あたりの金額となります。	- 公的年金から天引きされます。 - 介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税(一部の方)と共通の納付方法です。

個人住民税の定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度分の住民税について定額減税が実施されます。

対 象 と な る 方

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入額2,000万円以下）の個人住民税所得割額の納税義務者

※住民税非課税または均等割額のみ（5,500円）課税されている方は定額減税の対象外です。

減 税 額

- (1) 本人 1万円
- (2) 控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円

実 施 方 法

① 給与特別徴収（給与からの天引き）の方

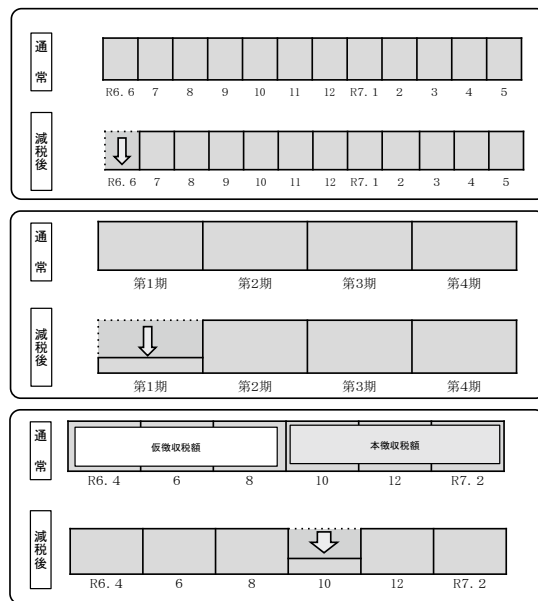
令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月に分けて徴収されます。

② 普通徴収（納付書納付・口座振替）の方

第1期分の税額から控除します。控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。

③ 年金特別徴収（年金からの天引き）の方

令和6年10月分から控除します。控除しきれない場合は、令和6年12月分以降から、順次控除されます。



定額減税が減税しきれなかった場合

定額減税額が所得割額から減税しきれなかった場合は、差額が調整給付金として支給される予定です。調整給付金の対象となる方には、後日お知らせします。

注 意 点

- ・定額減税は住民税の所得割額から減税しますので、均等割額および森林環境税（国税）の5,500円は減税にはなりません。
- ・寄附金税額控除の特例控除（ふるさと納税）の上限額の算定で使用する所得割額は、定額減税前の所得割額になりますので定額減税による影響はありません。
- ・年金特別徴収の場合、令和7年4月からの仮徴収税額は、定額減税前の所得割額で計算しますので、定額減税の影響はありません。

新築住宅の固定資産税を助成します

移住・定住人口の増加を促進するための施策として「八頭町新築家屋固定資産税補助金交付制度」を実施しています。



補助金の交付を受けるにあたっては、台所、便所、浴室および居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む）を町内に新築した方で、次の要件をすべて満たす必要があります。

補助要件

- 本町の町税等の滞納がない方（同一世帯員含む）
- 新築した住宅が平成27年度以降に固定資産税の賦課を受ける対象となった方（平成26年1月2日以降に町内に住宅を新築された方）
- 新築した住宅を生活の本拠としている方
- 固定資産税に係る減免制度等を受けていない方

補 助 額

新たに取得した住宅に係る固定資産税の額の2分の1に相当する金額

期 間

3年間

問い合わせ

税務課 ☎76-0204

ページID

0001153